

# 10月1日から公共施設の使用料が変わります

10月1日(火)から消費税・地方消費税が10%になるため、会議室、体育館、運動公園など、下表の主な公共施設の使用料が変わります。詳しくは市公式ホームページをご覧ください。各担当課までお問い合わせください。

公共施設	問い合わせ担当課
健康福祉総合センター(ふくとびあ) 福祉会館(夕陽館)	市いきいき健康課(ふくとびあ) ☎34・3351
福間会館	市人権政策課 ☎43・8129
体育施設、武道館 複合文化センター	市郷育推進課 ☎62・5079
中央公民館、津屋崎公民館、勝浦公民館 宮司公民館、野外活動広場(わかたけ広場)	市中央公民館 ☎43・2100
宮司コミュニティセンター 郷づくり交流センター	市郷づくり支援課 ☎62・5017
まちおこしセンター(津屋崎千軒なごみ) 津屋崎千軒民俗館「藍の家」 津屋崎千軒古民家	市地域振興課 観光振興係 ☎62・5014
行政・観光情報ステーション(ふっくる) 農林漁業体験実習館(あんずの里)	農林水産振興係 ☎62・5013
駐輪場	市都市管理課 ☎62・5037
総合運動公園(なまずの郷) 久末総合公園(みずがめの郷) あんずの里運動公園	市建設課 建設係 ☎62・5062
宮の元公園(ふれあいの里・シルバーパーク) その他の公園	
福間漁港 津屋崎ヨットハーバー	農林水産 施設整備係 ☎62・5063
市営住宅駐車場 行政財産使用料	市契約管財課 ☎43・8135
不燃物処理場	市うみがめ課 ☎62・5019

9月30日(月)までに利用の許可申請があった分については、経過措置により旧料金が適用されます。なお、住民票、戸籍、印鑑証明、納税証明などの交付手数料は従来どおりです。

## 事業者の皆さんへ

### 10月1日から 消費税の軽減税率制度がスタート

事業者の皆さん、仕入税額控除の方式が変わります。

消費税・地方消費税の税率10%への引き上げと同時に、飲食料品(酒類・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者の人には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご利用ください。

制度についての詳細は「軽減税率 国税庁」、補助金についての詳細は「軽減税率対策補助金」で検索してください。

**問い合わせ**  
消費税軽減税率電話相談センター ☎0120・205・553 ナビダイヤル ☎0570・030・456 (通話料がかかります) もご利用いただけます

**補助金について**  
軽減税率対策補助金事務局 ☎0120・398・111

**受付時間** 平日午前9時から午後5時まで

▲国税庁のホームページ

**事業者の皆様!**  
仕入税額控除の方式が変わります!

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。

詳しくはこちら  
[軽減税率 国税庁](#) 検索



# 宗像地区事務組合からのお知らせ

## 10月1日から上下水道料金が変わります

10月1日(火)から消費税・地方消費税が10%になるため、10月使用分(11月請求分)から上下水道料金などが変わります。変更内容は次の表のとおりです。なお、料金単価に変更はありません。

メータ口径13mmの場合				メータ口径20mmの場合			
使用水量(m)	上水道料金(円)①	下水道料金(円)②	合計金額(円)①+②	使用水量(m)	上水道料金(円)①	下水道料金(円)②	合計金額(円)①+②
0	1,321	858	2,179	0	1,362	858	2,220
5	1,321	1,215	2,536	5	1,362	1,215	2,577
10	1,783	1,573	3,356	10	1,824	1,573	3,397
15	2,938	2,414	5,352	15	2,979	2,414	5,393
20	4,093	3,256	7,349	20	4,134	3,256	7,390
25	5,248	4,136	9,384	25	5,289	4,136	9,425
30	6,403	5,016	11,419	30	6,444	5,016	11,460
35	7,926	6,116	14,042	35	7,968	6,116	14,084
40	9,450	7,216	16,666	40	9,491	7,216	16,707
45	10,973	8,316	19,289	45	11,015	8,316	19,331
50	12,497	9,416	21,913	50	12,538	9,416	21,954

詳しくは、宗像地区上下水道料金センター ☎62・0026

料金単価(消費税含まず): ①

用途別	基本料金(1か月)		超過料金(1㎡当たり)	
	水量	料金	水量	料金
一般用	8㎡まで	1,143円	9㎡~30㎡までの部分	210円
			30㎡を超える部分	277円
臨時用	20㎡まで	6,667円	20㎡を超える部分	277円

メータ使用料(消費税含まず 1か月当たり): ②

口径	使用料
13mm	58円
20mm	96円
25mm	115円
40mm	220円

※新料金は上記①②の合計額に消費税(10%)を加えた金額です(ただし1円未満の端数は切り捨てします)

詳しくは、宗像地区上下水道料金センター ☎62・0026

水道利用加入金

水道メータ口径	新加入料金	
	消費税含まず	消費税10%含む
13mm	100,000円	110,000円
20mm	280,000円	308,000円
25mm	449,524円	494,476円
40mm	1,349,524円	1,484,476円

詳しくは、宗像地区水道管理センター ☎62・0975

料金単価(消費税含まず)

用途別	基本料金(1か月)		超過料金(1㎡当たり)	
	水量	料金	水量	料金
一般用	0㎡まで	780円	1㎡~10㎡までの部分	65円
			11㎡~20㎡までの部分	153円
			21㎡~30㎡までの部分	160円
			31㎡~50㎡までの部分	200円
			51㎡~100㎡までの部分	230円
			100㎡を超える部分	260円

※新料金は上記の額に消費税(10%)を加えた金額です(ただし1円未満の端数は切り捨てします)

詳しくは、宗像地区上下水道料金センター ☎62・0026

【問い合わせ】  
宗像地区上下水道料金センター  
住所 〒811・3507 宗像市  
多禮298番地 ☎62・0026